

平成 30 年度第 9 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 5 日（水）午後 1 時 20 分から午後 2 時 20 分

2. 開催場所

3. 三次市役所 6 階 601 号室

4. 出席委員(18 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之	13 番 平田 真一
14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄	17 番 箕田 英紀
18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文		

5. 欠席委員(1 人)

9 番 橋本 正二

5. 議事日程

報告第 29 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 31 号 非農地証明願承認について

議案第 52 号 農地法第 3 条について

議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 55 号 農地転用事業計画変更について

議案第 56 号 農用地利用集積計画について

議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 9 回「三次市農業委員会総会」を開会いたします。最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

係 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 17 人であります。よって、総会は成立いたします。

橋本 正二委員から一身上の都合により欠席するとの連絡を受けています。

向井委員から遅れて出席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、大前委員・近藤委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度第9回三次市農業委員会総会を開会します。

4 日程説明

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。

恐れ入りますが、先ず、議案書の訂正をお願いします。

表紙の裏側に議事日程を掲載しておりますが、「日程3 報告第31号」の件名に誤りがあります。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」となっておりますが、正しくは「非農地証明願承認」です。訂正をお願いします。

それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第29号から報告第31号の3件です。

議案が、議案第52号から議案第57号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

5 議事進行

議長 議事日程に従い、報告第29号から報告第31号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第29号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について15件ご報告いたします。

内容は、10月11日以降に、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の1ページから5ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第30号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について10件ご報告いたします。

内容は、10月11日以降に、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、6ページから10ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第31号「非農地証明願承認」について1件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、三良坂町仁賀字守屋_____, _____, 現況地目は、すべて原野で、面積の合計が3,759㎡、申請人が、三良坂町仁賀_____, ●●●●●さん、非農地となった理由は、平成23年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。報告は、以上です。

議長 報告第29号から第31号を報告いたしました。報告3件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第52号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について9件、ご説明申し上げ

ますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 9-1 土地の所在が、下志和地町_____, _____, _____, 地目は、田が 2 筆で、1,641 m², 畑が 1 筆で、50 m², 面積の合計が 1,691 m², 譲渡人が、千葉県市原市五井西 5 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、下志和地_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 5,239 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人である●●さんは、現在千葉県に住まれ、後継ぎである兄が突然亡くなり実家は空き家になっています。財産を相続することになりましたが、実家に帰ってこられる予定がなく、財産処分を考えられています。農地について、現在借り受けている、▲▲さんに譲り受けてほしいと相談した結果、現在耕作をしているので譲り受けても良いという話になりました。譲受人の▲▲さんは現在耕作されている農地の合理的活用が見込まれます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-1 を決めます。
次に申請番号 9-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-2 土地の所在が、三良坂町灰塚字羽木_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,563 m², 譲渡人が、東京都板橋区板橋 3 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,283.99 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は東京に住まれ管理できません。父親が亡くなられてから、すでに家等の処分も済まされております。残った財産について順次処分をされています。譲受人は農業機械を確保されており、効率的に利用されるものと認められます。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-2 を決めます。

次に申請番号 9-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 9-3 土地の所在が、和知町_____, 地目は田で、面積が 288 m², 譲渡人が、和知町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、和知町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 2,918 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 譲受人と譲渡人は双子の兄弟で、申請農地は約 20 年前から譲受人が耕作されてきました。譲渡人は最近体調が良くなり、管理ができなくなり、この際譲渡そうということになりました。今までも譲受人が管理されており、今後も適正な管理が見込まれます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-3 を決めます。

次に申請番号 9-4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-4 土地の所在が、布野町上布野字大水口_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,097 m², 譲渡人が、兵庫県明石市鷹匠町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、布野町上布野_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 126,314 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 ●●さんは現在、兵庫県に住まわれています。弟さんが実家を継がれていたが亡くなられ、その後田畑を、▲▲さんと隣の方に管理を依頼していました。今年お母さんが亡くなられ、兵庫県に住まわれていることから、財産を処分されることとなりました。以前から▲▲さんに依頼していた農地は▲▲さんに譲り受けてもらうこととなりました。▲▲さんは外にも農地を借り受けられて耕作されており問題ないものと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-4 を決めます。

次に申請番号 9-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-5 土地の所在が、三良坂町三良坂字岩崎_____, 地目は畑で、面積が 71 m², 譲渡人が、広島市中区本川町 2 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 2,345.02 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請農地は畑で面積が 78 m²と狭小で、譲渡人は広島市に住まわれており、畑の管理ができないため、畑に隣接する▲▲さんが買われることで合意されました。譲受人は機械も整備しており、合理的に利用されるものと認められます。周辺農地に影響を及ぼすものではありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-5 を決めます。
次に申請番号 9-6 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-6 土地の所在が、布野町上布野字小原_____, 字鏡ヶ宿_____, _____, 地目は田が 2 筆で、454 m², 畑が 1 筆で、118 m², 面積の合計が 572 m², 譲渡人が、兵庫県明石市鷹匠町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、東広島市西条町吉行_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,056 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 申請地は、先ほど申請番号 9-4 で審議しました、●●さんの農地です。▲▲さんは東広島市に住まわれていますが、実家は申請地の近くにいます。以前から●●さんは、▲▲さんに管理を依頼されており、月 2 回帰られ管理されています。引き続き管理されることが見込まれ問題ないものと思われます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-6 を決めます。
次に申請番号 9-7 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-7 土地の所在が、秋町_____, 地目は田で、面積が 1,583 m², 譲渡人が、広島市西区三篠町 3 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、秋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 7,160 m², 申請内容は双方の要望による所有権

移転です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、本件は、利用権設定を行っている農地所有適格法人の構成員間による申請で、例外的に利用権設定を解約せずに所有権移転が認められているものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人である●●さんは、現在広島市に住まれ、実家はありません。農地は法人に預けられています。農地を手放すこととなり、親戚である▲▲さんに譲渡することになりました。申請地は引き続き法人へ貸付けることとなり問題ありません。▲▲さんは約7反を耕作、残り7反を法人に貸付けています。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号9-7を決めます。
次に申請番号9-8の説明を求めます。

係 長 申請番号9-8 土地の所在が、三和町羽出庭字上草木_____, 地目は田で、面積が1,193 m², 譲渡人が、広島市安佐南区伴東1丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三和町羽出庭_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人2,393 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲受人は以前から申請地を借受け耕作されています。譲渡人は広島市に住まわれており、これからも耕作できないため、このたび譲渡することで話がまとまりました。今後適正に管理されると思われます。周辺農地とも調和がとれ、影響ありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号9-8を決めます。
次に申請番号9-9の説明を求めます。

係 長 申請番号9-9 土地の所在が、甲奴町本郷字時兼_____, _____, _____, 地目は田が2筆で、913 m², 畑が1筆で、188 m², 面積の合計が1,101 m², 譲渡人が、京都市中京区西ノ京鹿垣町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、甲奴町本郷_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人3,461 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6番 譲渡人は健康状態が良くなく、後継者がいなく遠方なため、前回と同じく譲受人と合意されました。譲受人は機械も確保され、効率的な利用が見込まれます。周辺農地へも問題ありません。よろしくお祈いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第52号「農地法第3条」については、申請番号9-1から申請番号9-9までを、異議なしと決します。

議案第53号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について1件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお祈いいたします。

申請番号9-1 土地の所在が、甲奴町西野字平原尻_____、地目は畑で、面積が11㎡、申請人が、甲奴町西野_____, ●● ●●さん、申請内容は墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6番 自宅から離れた山中にある墓を自宅近くに移設するものです。土地は現状のまま活用し造成等はいけません。まわりは全て自分の土地で影響はありません。雨水は下にある水路に流し問題ありません。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第53号「農地法第4条第1項」について申請番号9-1を異議なしと決します。

議案第54号「農地法第5条第1項」について審議を行います。

申請番号9-1は、上田委員が総代を務める宗教法人に関する議案です。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、上田委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（上田委員退席）

議長 では、申請番号9-1について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、6 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 9-1 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は畑で面積が 609 m², 譲渡人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲▲▲, 申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人である▲▲▲▲の南側には既に駐車場があるものの、参拝者の多い時期や地域の行事が行われるときには、このスペースでは足りず、周囲の道路が狭いため、地域の通行に影響が出ることに苦慮されていました。このたび、譲渡人から申請地を駐車場として利用できるよう寄付の申出があり申請となりました。20 台分の駐車場として利用される計画です。北は畑や宅地等、西は田、東は市道、南は墓地や畑など。駐車場としての利用のため周辺農地への影響はないものと思われそうですが、工事利用開始後も周辺地域に被害を及ぼさないよう注意されます。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-1 を決めます。
それでは、上田委員に入室いただいでください。

（上田委員着席）

議 長 申請番号 9-1 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 9-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-2 土地の所在が、三良坂町仁賀字長沢_____, 地目は畑で、面積が 1,575 m², 譲渡人が、三良坂町灰塚_____, ●● ●●さん, 譲受人が、鳥取県鳥取市扇町_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請農地は畑ですが、ずいぶん前から耕作されておらず、草を刈った程度で一部には雑草が生えています。譲渡人は事業をしており、年齢のこともあり管理できないということで、地域に太陽光発電をされていることもあり、太陽光発電施設の設置をされることになりました。現地確認で土地の有効利用について指導もさせていただきました。周りはフェンスを設置し、防草シートを設置し年 2 回の除草管理をされます。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-2 を決めます。
次に申請番号 9-3 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9-3 土地の所在が、西酒屋町_____, 地目は畑で、面積が 589 m², 譲渡人が、大阪府茨木市下穂積 4 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は 10 数年前から埋め立てをされていましたが、譲渡人は大阪府に居住しており管理できておりません。これからも営農の意思がないことから、市内の賃貸住宅に住まわれている▲▲さんと話がまとまり一般住宅への申請となりました。589 m²と面積が大きいのですが、このうち約 200 m²は法面で残りの面積は有効利用されます。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-3 を決めます。
次の申請番号 9-4 と申請番号 9-5 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 9-4 と申請番号 9-5 は、譲受人が、南畑敷町_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は、注文住宅用地の整備です。
申請番号 9-4 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が 789 m², 譲渡人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さんです。
申請番号 9-5 土地の所在が、南畑敷町_____, 地目は田で、面積が 237 m², 譲渡人が、大田幸町_____, ■■ ■■さんです。
本 2 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 両申請地は第 3 種農地で、周りは住宅街で▲▲さんが耕作放棄された農地です。申請番号 9-4 は、注文住宅で 3 区画作られ、排水は進入路横の用排水路が道路側溝へつながっています。近隣へは農地がなく影響がありません。申請番号 9-5 は、奥に水路を挟んで使っていない農地がありますが、他には農地がありません。汚水は公共下水を活用し、雨水は水路へ流されます。他の農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9-4 と 9-5 を決めます。
次に申請番号 8-7 の説明を求めます。

係 長 申請番号 8-7 土地の所在が、穴笠町_____, _____, 地目はすべて田で、面積の合計が 1,676 m², 貸主が、穴笠町_____, ●● ●●さん, 借主が、大竹市黒川 1 丁目_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 申請地は田ですが、家庭の事情などで耕作放棄地となっています。有効活用する手段として太陽光発電事業者に 20 年間貸し付けて太陽光発電施設を設置されます。2 段の田になっていますが、現状のまま利用されます。付近の農地に影響が出ないように、周囲はフェンスを設置され、防草対策は年 3 回以上草刈りをされます。許可相当と認められます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 9-1 から申請番号 9-5 まで、及び申請番号 8-7 を異議なしと決めます。
議案第 55 号「農地転用事業計画変更」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 55 号「農地転用事業計画変更許可申請」について、1 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 9-1 土地の所在が、西酒屋町_____, _____, _____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 438.19 m², 申請人が、畠敷町_____, ●● ●●さんです。

本件は、平成 29 年 7 月 7 日付で農地法第 5 条第 1 項許可した案件について、転用目的を「貸家の建築」から「太陽光発電施設の整備」に変更しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

なお、農地法第 5 条第 1 項許可後、所有権移転登記及び分筆登記が行われています。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は共同住宅を建築するというので、昨年 7 月 7 日に指令第 8 号で許可した案件ですが、他の地盤が悪くて共同住宅を建築するのに適さないことが判明し、このたび太陽光発電設備と駐車場を設置することとなりました。このことによって、周辺農地へ影響を与えることはありません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 55 号「農地転用事業計画変更」について申請番号 9-1 を異議なしと決めます。
議案第 56 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 56 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

25 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、8 件で 36,162 m²、農地中間管理権の取得にともなうものが、2 件で 3,035 m²、合計が、10 件で 39,197 m²です。

各申請については 19 ページから 24 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 56 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 56 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 57 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 57 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、28 ページの照会に対して、38 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目 29 ページをお開きください、寺町地区で作

成されました、人・農地プラン（平成 29 年度）に基づき、プランの担い手である株式会社 ●●●●に農地 1 筆，749 m²を転貸するものです。

2 件目，32 ページをお開きください。清河下地区で作成されました，人・農地プラン（平成 28 年度）に基づき，プランの担い手である▲▲▲▲に農地 2 筆，2,286 m²を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは，議案第 57 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 57 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，承認することに決めます。

以上で，本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて 林 座長から役員会の報告を願います。

引き続き，事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

委員の皆様から何かございますか。

（事務連絡）

議 長 以上で，本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は，1 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から，三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。以上で平成 30 年度第 9 回農業委員会総会を終了します。

平成 30 年 12 月 5 日